

## 別記2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム

### 第1 事業構成

結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムの構成は、次のとおりとする。

- 1 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（一般コース）
- 2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（都道府県主導型市町村連携コース）

### 第2 事業内容

#### 1 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（一般コース）

新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に関する支援

##### (1) 対象となる費用

ア 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用であって、それぞれ下記の要件を満たすもの。

##### (ア) 婚姻に伴う住宅取得費用

- a. 自治体への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、取得した住宅の住所となっていること。
- b. 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容を確認できること。
- c. 交付決定年度4月1日から自治体の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- d. 婚姻日（婚姻届を提出した又は受理された日をいう。以下同じ。）より前に取得した住宅にあつては、婚姻を機として取得した住宅であつて、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であること。

##### (イ) 婚姻に伴う住宅リフォーム費用

- a. 自治体への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、リフォームした住宅の住所となっていること。
- b. 工事請負契約書、請書等により契約内容を確認できること。
- c. 交付決定年度4月1日から自治体の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- d. 婚姻日より前にリフォームした住宅にあつては、婚姻を機としてリフォームした住宅であつて、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- e. 婚姻を機に住宅をリフォームした際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。

ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用については、対象としない。

(ウ) 婚姻に伴う住宅賃借費用

- a. 自治体への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、賃借した住宅の住所となっていること。
- b. 賃貸借契約書等により契約内容を確認できること。
- c. 交付決定年度4月1日から自治体の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- d. 婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- e. 婚姻を機に住宅を賃借した際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。

ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、対象となる費用から当該住宅手当に相当する額を控除する。

また、鍵交換や清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料について、賃貸借契約書に記載があり契約条件となっている場合は、対象とすることができる。

イ 婚姻に伴う引越費用であって、下記の要件を満たすもの。

- (ア) 自治体への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、引越後の住宅の住所となっていること。
- (イ) 交付決定年度4月1日から自治体の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- (ウ) 婚姻日より前の引越にあっては、婚姻を機とした引越であって、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- (エ) 婚姻を機に引越した際に要した費用のうち、引越業者、運送業者等への支払いに関する実費であること。

(2) 対象となる世帯

ア 新規に婚姻した世帯（交付決定年度の前年度1月1日以降で、結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムを実施する自治体が定める日から当該自治体の事業終了日までの間に、婚姻届を提出した又は受理された夫婦をいう。以下同じ。）であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ下記（イ）により算出した世帯の所得が500万円未満であり、下記（ウ）に掲げる講座等うちいずれか1つを交付決定年度内に夫婦ともに実施したもの。

ただし、以下の場合には、補助の対象としない。

- a. 夫婦の双方が、過去に結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムによる補助を受給したことがある場合（他の自治体で補助を受給したことがあ

る場合を含む。)

- b. 過去に補助を受給していた夫婦が離婚し、その一方が再婚した場合に、その離婚日が再婚姻日から起算して1年以内である場合

(ア) 新規に婚姻した世帯及び夫婦の婚姻日における年齢の確認方法

新規に婚姻した世帯から申請を受けた自治体は、戸籍抄本、婚姻届受理証明書等の婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により、新規に婚姻した世帯に該当するか否か及び夫婦の婚姻日における年齢を確認すること。

(イ) 世帯の所得の算出方法

世帯の所得は、合計所得金額を明らかにすることができる自治体の証明書等をもとに、新規に婚姻した世帯から申請を受けた自治体が定める年の夫婦の合計所得金額を合算した額とする。

ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の合計所得金額を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(ウ) 夫婦ともに実施する講座等

- a. ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）  
b. プレコンセプションケアに関する講座の受講  
c. 医療機関への妊娠・出産に関する相談  
d. 共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

イ 交付決定年度の前年度に結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム結婚新生活支援事業による補助の決定を受けた世帯（他の自治体で補助の決定を受けた世帯を除く。）であって、その受給額が、当該補助を決定した自治体が定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの。

(3) 世帯への補助上限額

ア (2) アに規定する世帯

1世帯当たりの補助額（分割して補助をする場合は、事業実施期間内の補助額の合算）

(ア) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円

(イ) 上記以外の世帯 30万円

イ (2) イに規定する世帯

当該補助を給付した自治体が交付決定年度の前年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から交付決定年度の前年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

## 2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（都道府県主導型市町村連携コース）

一般コースの規定を準用する。

### 第3 実施要件

都道府県主導型市町村連携コースは、下記（1）から（5）までの内容を全て満たす都道府県における（3）に規定する連携自治体を実施できるものとし、これに該当しない場合は、一般コースとする。

- （1）都道府県が、結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムを実施する市町村の面的な拡大方策を策定すること。
- （2）別記1第2の1（2）ア（ア）に規定する協議会等を設け、原則、管内全自治体が参加すること。また、都道府県においては、少子化対策担当部局に加え、産業労働担当部局（賃上げ、三位一体の労働市場改革、共働き・子育てなどの取組を所管する部局）が参加すること。
- （3）都道府県が、地域少子化対策重点推進事業（重点メニュー及び結婚支援コンシェルジュ事業に限る。）の中から2つ以上の取組を実施し、結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムを実施する複数（初年度を除く）の市町村と連携すること。
- （4）都道府県が、（3）に規定する連携自治体の協力の下、結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムの認知度向上のための広報を実施すること。
- （5）こども家庭庁が実施する事業の実施状況に関する調査等（フォローアップ）に協力すること。

### 第4 実施留意点

- （1）自治体は、結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムの実施に必要な事項に関する要綱を策定すること。また、受給者に対してアンケート協力を依頼すること。
- （2）対象となる費用、世帯及び補助上限額は、自治体が独自に追加又は限定することができるものとする。  
ただし、追加することに要する経費は、本交付金の対象としない。
- （3）新規に婚姻した世帯のうち、やむを得ない事由により要件の一部を満たさない世帯は、こども家庭庁と協議の上、対象とすることができるものとする。